

## 令和7年第5回 三種町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和7年7月2日（水）午前8時54分  
2 開催場所 三種町役場 第1会議室  
3 出席委員 田村 明、飯塚 巧作、木村 信悦、櫻庭 一則  
4 欠席者  
5 事務局 書記長 三浦 保  
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗

6 付議された案件は、次のとおりである。

- 議案第33号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）  
議案第34号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）  
報告第15号 登録の移替えをした者について（選挙時）  
報告第16号 選挙権を有する者の50分の1の数について  
報告第17号 選挙権を有する者の3分の1の数について  
議案第35号 投票所を定めることについて（参院選）  
議案第36号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（参院選）  
議案第37号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（参院選）  
議案第38号 移動期日前投票所の開閉時刻について（参院選）  
議案第39号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（参院選）  
議案第40号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（参院選）  
議案第41号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）  
議案第42号 投票立会人の選任について（参院選）  
議案第43号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）  
議案第44号 期日前投票立会人の選任について（参院選）  
議案第45号 移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）  
議案第46号 移動期日前投票立会人の選任について（参院選）  
議案第47号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を決めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（参院選）

- 議案第48号 開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）  
議案第49号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）  
議案第50号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定める  
ことについて（参院選）  
議案第51号 委員長専決事件の指定について（参院選）

午前8時54分

三浦書記長 それでは令和7年第5回三種町選挙管理委員会を開催いたします。開会に当たりまして木村委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願ひします。

木村委員長 いよいよ参議院議員選挙ということで、明日公示20日投開票ということで、長期にわたり暑い中ではございますがご協力をよろしくお願ひします。

本日は、参議院選挙関係の選挙時登録や専任職等の議案となっていますのでご審議の程よろしくお願ひします。

案件に入る前に議事録署名委員の指名ということで、飯塚委員と櫻庭委員にお願いいたします。

それでは、議案第33号「選挙人名簿に登録することについて」事務局から説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第33号ですが、参議院選挙の選挙時登録における選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

前回の6月定時登録の後に、18歳に達した者及び転入から3箇月を経過した18歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、具体的な人数等は1と2に記載しています。

1の新有権者登録は、平成19年6月3日から平成19年7月21日までに生まれた方が対象で、人数は、男5人、女6人、計11人です。

2の転入登録は、令和7年3月2日から令和7年4月2日までに転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男15人、女15人、計30人です。

よって、今回の選挙時登録における登録者総数は、男20人、女21人、合計41人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録

は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

木村委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願ひします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

それでは名簿のとおり登録ということで、議案第33号は原案どおり決定します。次に、議案第34号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第34号は、選挙時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

前回の6月定時登録の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和7年6月1日から令和7年7月1日までの方が対象で、人数は、男11人、女14人、計25人です。

2の転出抹消者は、令和7年2月1日から令和7年3月1日までに町から転出した方が対象で、人数は、男8人、女9人、計17人です。

よって、今回の選挙時登録における抹消者総数は、男19人、女23人、合計42人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の3頁、転出抹消は4頁に記載しております。説明は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願ひします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第34号を原案どおり決定し、名簿のとおり抹消することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第15号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。報告第15号ですが、町内転居による投票区の移替えを

行った者について、報告するものでございます。

前回の6月定時登録では、5月31日までの町内転居に係る移替えを報告しており、6月14日より移し替えの延期を行っておりますので、今回の報告の対象は、6月1日から6月13日までに町内転居された方です。人数は、男1人、女5人、計6人です。

対象者については、別冊名簿の5頁に掲載しております。

報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、報告第15号は以上といたします。続きまして、報告第16号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第17号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

檜森書記 はい。報告第16号は有権者の50分の1の数を、報告第17号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に必要な署名数となっております。

議案6頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。初めに、有権者数になりますが、前回の登録者に新規登録41人を加え、抹消42人を引いた12,784人が、今回の選挙時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを50で除した数は、7頁に記載のとおり256となり、3で除した数は、8頁に記載のとおり4,262となります。

報告は以上です。

木村委員長 はい。報告第16号、第17号について、よろしいでしょうか。  
(「はい。」の声有り。)

そうすれば、報告第16号、第17号については、以上といたします。続きまして、議案第35号「投票所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第35号は、参院選における投票所について、お諮りするものでございます。

投票所として使用したい場所は議案の9頁に記載のとおりです。前回選挙から変更はございません。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第35号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第36号「投票所の閉鎖時刻について」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第36号は、参院選における投票所の閉鎖時刻を繰り上げることについて、お諮りするものでございます。

投票所の閉鎖時刻は、公職選挙法第40条第1項の規定により、午後8時とされていますが、選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合は、同項ただし書の規定により閉鎖時刻を繰り上げることが認められております。

閉鎖時刻の繰上げは従前の選挙から実施しており、今回の参院選についても、同様に実施したいと考えております。事前の広報活動と期日前投票の浸透により投票機会を十分確保できることから、選挙人の投票に支障を来すことないと判断しております。

各投票所の具体的な閉鎖時刻は、議案10頁に記載のとおりです。上岩川投票所は午後6時まで、それ以外の投票所は午後7時までとしたいと考えております。これは、従前の選挙と同じ取扱いとなっております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第36号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第37号「期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 議案第37号は、参院選における期日前投票所と不在者投票所の場所、時間についてお諮りするものです。

議案11頁、12頁に記載のとおり、期日前投票所の場所は、従前どおりの琴丘地域拠点センター、山本地域拠点センター、八竜農村環境改善センターの3箇所に加え、移動期日前投票所を3

地区に設置します。期間と時間ですが、通常の期日前投票所が7月4日～7月19日、午前8時30分から午後8時まで、移動期日前投票所は7月19日だけの開設とし、各施設2時間ずつを予定しております。

また、不在者投票所は、選挙管理委員会事務室に設置することとし、期間は7月4日～7月19日まで、時間は午前8時30分から午後8時までとします。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第37号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第38号「移動期日前投票所の開閉時刻について」、説明をお願いします。

議案第38号は、参院選における移動期日前投票所の開閉時刻の繰り下げ、繰り上げについて、お諮りするものでございます。

移動期日前投票所の開閉時刻も、投票所と同様に公職選挙法第40条第1項の規定を準用し午前8時30分から午後8時とされていますが、先ほどの議案第37号のとおり各施設2時間ずつ巡回する形をとりますので、午前9時30分に開始し、午後5時30分に閉鎖となります。従って、議案13頁に記載のとおり開始時刻を1時間繰り下げ、閉鎖時刻を2時間30分繰り上げとしたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第38号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第39号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第39号ですが、病院等での不在者投票や、身体障害者手帳等をお持ちの方の郵便投票に関し、投票用紙等の郵便による発送を開始する日を定めることについてお諮りするものでございます。

開始する日は、公示日である7月3日とし、請求のあった場合

は速やかに投票用紙を発送したいと考えております。従前は、告示日2日前を指定しておりましたが、今回の参院選は投開票日の決定から選挙管理委員会を開催する時間的余裕がなかったため公示日からとしたいと考えております。公職選挙法では、公示日又は公示日以前の選挙管理委員会の定めた日から発送することとなっております。説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第39号を原案どおり決定いたします。続きまして議案第40号「在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について」説明をお願いします。

檜森書記 議案第40号ですが、在外選挙人が投票できる期日前投票所を指定することについて、お諮りするものでございます。

場所としては、選挙管理委員会事務室を使用したいと考えております。在外選挙人名簿に登載されている方が、選挙期間中に帰国されている場合には、選挙管理委員会事務室で期日前投票できる、ということになります。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第40号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第41号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」と議案第42号「投票立会人の選任について」は、関連がありますので一括して上程します。説明をお願いします。

檜森書記 はい。議案第41号は、参院選の当日の投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第42号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

投票管理者及び職務代理者は17頁と18頁に、投票立会人は20頁と21頁に記載の者に選任したいと考えております。

説明は以上です。

木村委員長 ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございま

したら、お願ひします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第41号及び42号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第43号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」と議案第44号「期日前投票立会人の選任について」も、関連がありますので一括して上程します。説明をお願いします。

檜森書記

はい。議案第43号は、参院選の期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第44号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

期日前投票管理者及び職務代理者は23頁、期日前投票立会人は25頁から27頁までに記載の者に選任したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第43号及び44号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第45号「移動期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について」と、議案第45号「移動期日前投票立会人の選任について」も、関連がありますので一括して上程します。事務局の説明をお願いします。

檜森書記

議案第45号は参院選の移動期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者を、議案第46号は投票立会人を選任することについてお諮りするものです。

投票管理者と職務代理者は29頁、投票立会人は30頁に記載の方に選任したいと考えております。

説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第45号及び46号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第47号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第47号は、参院選の投票所の氏名掲示の順序を決めるくじの施行についてお諮りするものです。

立候補届出が7月3日の午後5時までですので、時間は午後5時30分から、場所は選管事務室で、くじを実施したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第47号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第48号「開票の日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第48号は、参院選の開票の日時と場所について、お諮りするものです。開票日は、即日開票ということで7月20日とし、午後7時までに全ての投票所が閉鎖となりますので、開票の開始時刻については午後8時からとしたいと考えております。また、場所については従前のとおり三種町八竜体育館としたいと考えております。説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第48号を原案どおり決定いたします。続きまして、議案第49号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」、お諮りします。

議案第49号のうち「開票管理者の選任」については、私に関係する議題となるわけですが、この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができません。「開票管理者の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思います。

田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員

はい。

木村委員長

それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声有り。)

木村委員長

ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願いします。

田村委員

それでは、議長として議事進行させていただきます。

議案第49号のうち「開票管理者の選任について」を議題とし

ますので、木村委員長は一旦退席をお願いします。

(木村委員長退席)

田村委員

事務局から説明をお願いします。

檜森書記

議案第49号は、開票管理者とその職務代理者の選任についてお諮りするものです。

開票管理者については、従前の例ですと委員長にお願いしておりますので、今回の選挙についても、木村委員長に選任したいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願いします。

田村委員

議案第49号のうち「開票管理者の選任」について、ご異議等ございませんか。

(「ありません」の声有り。)

田村委員

ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定いたします。

議案第49号のうち「開票管理者の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。木村委員長は席にお戻り下さい。

(木村委員長着席)

木村委員長

田村委員、ご苦労様でした。

それでは、次に、議案第49号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は一旦退席をお願いします。

(田村委員退席)

木村委員長

事務局から説明をお願いします。

檜森書記

開票管理者の職務代理者については、従前の例ですと委員長の職務代理者を充てております。今回についても、従前の通り田村委員に選任したいと考えております。

木村委員長

委員長の職務代理者である田村委員を開票管理者の職務代理者に選任するということで、皆様よろしいでしょうか。

(「はい」の声有り。)

木村委員長

ご異議無いようですので、議案第49号は以上のとおり決定いたします。田村委員は席にお戻り下さい。

(田村委員着席)

木村委員長

続きまして、議案第50号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第50号は、開票立会人を定めるくじの施行についてお諮

りするものです。

公職選挙法第62条第2項の規定により、開票立会人は10人までとされています。また、同条第4項の規定により、同一政党から2人までとされており、これら的人数制限を超える届出があった場合は、開票立会人を定めるためにくじを行う必要がございます。

開票立会人の届出は、選挙の期日前3日までとされており、今回の場合は7月17日木曜日の午後5時までとなりますので、くじの日時は同日の午後5時30分に、場所は選挙管理委員会事務室で実施したいと考えております。説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第50号を原案どおり決定いたします。次が本日最後の案件となります。議案第51号「委員長専決事件の指定について」、説明をお願いします。

檜森書記

議案第51号は、参院選の執行において、委員長の専決事件を指定することについてお諮りするものでございます。

専決事件として指定したい事項は、「令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における選挙人名簿抄本の抹消及び共通投票所を含む投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、移動期日前投票所を含む期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更並びにポスター掲示場の設置場所の変更」、となります。

本委員会以降、諸事情により投票管理者等の選任の変更や、ポスター掲示場の設置場所の変更を要する状況となった場合に、選挙管理委員会を新たに開催し、決定する時間的余裕が無いことから、委員長の専決事項とさせていただきたいというものです。説明は以上です。

木村委員長

ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、お願ひします。

(「特にありません。」の声有り。)

はい。ご意見等無いようですので、議案第51号を原案どおり決定いたします。

本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4 その他」ですが、事務局の方から何かありますか。

檜森書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。

(資料に基づき説明)

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

特に無いようですので、これで令和7年第5回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前10時00分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_